

## 「経営者保証に関するガイドライン」Q&amp;Aの一部改定について

(下線部分が修正箇所を示す)

改 定 後	現 行
<p>Q.3 「中小企業・小規模事業者等」は、どのような<u>者</u>が含まれるのでしょうか。また、「個人事業主」は含まれるのでしょうか。</p> <p>A. ガイドラインの主たる対象は中小企業・小規模事業者ですが、必ずしも中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者に該当する法人に限定しておらず、その範囲を超える企業<u>等</u>も対象になり得ます。また、個人事業主についても対象に含まれます。</p>	<p>Q.3 「中小企業・小規模事業者等」は、どのような<u>企業</u>が含まれるのでしょうか。また、「個人事業主」は含まれるのでしょうか。</p> <p>A. ガイドラインの主たる対象は中小企業・小規模事業者ですが、必ずしも中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者に該当する法人に限定しておらず、その範囲を超える企業も対象になり得ます。また、個人事業主についても対象に含まれます。</p>
<p><u>Q.3-3 3 (3) に「弁済について誠実」や「財産状況等（負債の状況等を含む。）について適時適切に開示」とありますが、債務整理着手前や一時停止前に、債務不履行や財産状況等の不正確な開示があった場合は、ガイドラインは適用されないのでしょうか。</u></p> <p><u>A. 主たる債務者及び保証人の双方が、弁済について誠実であること、財産状況等について適時適切に開示していることという要件は、債務整理着手後や一時停止後の行為に限定されるものではありません。</u></p> <p><u>債務整理着手後や一時停止後における適時適切な開示等の要件</u></p>	<p>(新設。現行のQ3-3は、Q3-5とする。)</p>

改 定 後	現 行
<p><u>は、厳格に適用されるべきものと考えられますが、他方、債務整理着手前や一時停止前において、主たる債務者又は保証人による債務不履行や財産状況等の不正確な開示があったことなどをもって直ちにガイドラインの適用が否定されるものではなく、債務不履行や財産の状況等の不正確な開示の金額及びその態様、私的流用の有無等を踏まえた動機の悪質性といった点を総合的に勘案して判断すべきと考えられます。</u></p>	
<p><u>Q. 3-4 保証債務の整理局面において、自由財産を残存資産として残して弁済対象にしない場合は、「弁済について誠実」という要件に該当しないことになるのでしょうか。</u></p> <p><u>A. 保証債務の整理局面において、自由財産を残存資産として残し、それを弁済対象にしないことをもって、「弁済について誠実」という要件に該当しなくなるということはありません。</u></p>	<p>(新設。現行の Q3-3 は、Q3-5 とする。)</p>
<p>Q. 7-4-2 7 (1) 二) に「保証人に破産法第 252 条第 1 項 (第 10 号を除く。) に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと」とありますが、<u>「免責不許可事由が生じておらず」及び「そのおそれもないこと」とは、それぞれどの時点の状況を指すのでしょうか。また、対象債権者や支援専門家は、保証人に免責不許可事由が<u>生じておらず、その</u>おそれがないことをどのように確認すればよいのでしょうか。</u></p>	<p>Q. 7-4-2 7 (1) 二) に「保証人に破産法第 252 条第 1 項 (第 10 号を除く。) に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと」とありますが、対象債権者や支援専門家は、保証人に免責不許可事由が生じ<u>る</u>おそれがないことをどのように確認すればよいのでしょうか。</p>

改 定 後	現 行
<p>A. <u>「免責不許可事由が生じておらず」とは、保証債務の整理の申し出前において、免責不許可事由が生じていないことを指し、「そのおそれもないこと」とは、保証債務の整理の申し出から弁済計画の成立までの間において、免責不許可事由に該当する行為をするおそれのないことを指します。</u></p> <p><u>また、免責不許可事由が生じていないことや、そのおそれがないことについては、</u>必要に応じ、例えば、保証人の表明保証により確認することが考えられます。</p>	<p>A. 必要に応じ、例えば、<u>免責不許可事由が生じるおそれがないことについて</u>保証人の表明保証により確認することが考えられます。</p>
<p><u>Q. 7-14-2 保証人が保有する資産を処分・換価して得られた金銭の一部を<span>残存資産</span>に含めることはできるのでしょうか。</u></p> <p><u>A. 保証人が保有する資産を処分・換価して得られた金銭について、Q7-14 の考え方に基づき、保証人の<span>残存資産</span>に含めることは可能です。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>Q. 7-16 7 (3) ③に記載されている「回収見込額の増加額」とは、具体的にはどのように算出するのでしょうか。</p> <p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①主たる債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額 ②現時点において主たる債務者が破産手続を行った場合の回収見込額</p>	<p>Q. 7-16 7 (3) ③に記載されている「回収見込額の増加額」とは、具体的にはどのように算出するのでしょうか。</p> <p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①主たる債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額 ②現時点において主たる債務者が破産手続を行った場合の回収見込額</p>

改 定 後	現 行
<p><u>※ 保証人の資産の売却額が、現時点において保証人が破産手続を行った場合の保証人の資産の売却額に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分の価額も加えて算出することができます。</u></p> <p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額の合計金額</p> <p>②現時点において主たる債務者が破産手続を行った場合の回収見込額</p> <p><u>※ 保証人の資産の売却額が、現時点において保証人が破産手続を行った場合の保証人の資産の売却額に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分の価額も加えて算出することができます。</u></p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3</p>	<p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額の合計金額</p> <p>②現時点において主たる債務者が破産手続を行った場合の回収見込額</p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3</p>

改 定 後	現 行
<p>年程度を想定) における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p> <p><u>※ 準則型私的整理手続を行うことにより、主たる債務者又は保証人の資産の売却額が、破産手続を行った場合の資産の売却額に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分の価額も加えて算出することができます。</u></p>	<p>年程度を想定) における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p>